

## 【新発田市】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
新発田市	仕事	就職	U・Iターン就職推進「企業見学バスツアー」	対象：県内外の大学・短大・高専・専門学生 内容：バスで新発田市内の企業数社を見学するバスツアーです。各社の魅力を知ること、就職先選びの参考にしてください。（開催時期など詳細は後日、市役所HPなどでお知らせします。） 参加費：無料	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	仕事	就職	U・Iターン就職推進「就職活動交通費・移転費支援」	対象：新発田市内企業、県外の大学生 内容：県外の大学生が、採用選考のため新発田市を訪れる際の「交通費の1/2(上限1万円)」や新発田市への移住に係る経費（移転費）の一部（上限81,500円）を内定後新発田市役所が補助するものです。	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	仕事	起業	創業支援事業	これから創業をお考えの方や創業して間もない方を支援するため、創業の段階に合わせたメニューを用意。市内の創業支援機関と連携して、創業の実現から事業継続までの支援を行います。	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	仕事	起業	新規創業支援事業助成金	特定創業支援事業証明書の交付を受け、市内において新規に出店する方を対象に、事業継続に係る経費を助成します。 中心市街地のうち定める区域1階部分：50万円/年（最長3年間） その他の地域：25万円/年（最長3年間）	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	仕事	起業	制度融資（新規創業支援資金）	市内で新たに創業する方や創業後間もない方へ、必要な資金を融資します。また、市が利子補給（年利1.0%分、3年間を限度）及び信用保証料補給（一部）を行います。	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	仕事	起業	キネス天王・本田におけるスタートアップオフィスの提供	対象:新たに事業を開始しようとする方(事業開始後3年未満の事業者含む) 内容:定住自立圏(新発田市・胎内市・聖籠町)における新たな産業・雇用創出を目的にキネス天王、キネス本田のスタートアップブースを提供します。オフィス開設のための費用も助成します。	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	仕事	就農	新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）	49歳以下の認定新規就農者が機械・施設等を整備する場合、費用の一部を補助します。（補助率3/4以内。補助対象事業費上限1000万円（経営開始資金を受給する場合は補助対象事業費上限500万円）。）	農林水産課	0254-33-3108
新発田市	仕事	就農	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）	49歳以下の認定新規就農者が農業経営を開始してから経営が安定するまでの間、給付金を交付します。（年間最大165万円。最長3年間。）	農林水産課	0254-33-3108
新発田市	仕事	就農	新規就農者定着促進事業	認定新規就農者が国・県補助事業等の対象外となる機械・施設等を整備する場合、費用の一部を補助します。（補助率1/2以内。上限100万円）	農林水産課	0254-33-3108
新発田市	仕事	その他	U・Iターン就職推進「家賃補助」	対象：新発田市内企業 内容：県外からの転居を伴う正社員を雇用する場合、「企業が負担する家賃等」につき、新発田市役所が補助するものです。	商工振興課	0254-28-9650
新発田市	住宅	新築・購入	住宅取得補助金	市外からの転入者を対象に、人口減少地域における住宅の建築及び取得費の一部を補助します。 ※新築・増改築は人口減少区域、中古住宅は市内全域が補助対象 ※新築は着工前、建売・中古購入は売買契約前の申請が必要 ※年度内に完成、引渡が出来るものが対象。  【補助額】 ・新築住宅取得の場合：最大150万円 ・中古住宅取得の場合：最大130万円 ・増改築による取得の場合：最大120万円 (各種加算を加えた場合の最大額となります。)	建築課	0254-26-3557

## 【新発田市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
新発田市	住宅	リフォーム	一般住宅リフォーム補助金	<p>市内に所在し個人が所有する住宅を、市内施工業者に依頼してリフォームする際に、工事費用の一部を補助します。</p> <p>※税込10万円以上の工事が対象</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般枠の場合：補助対象工事費の15%（上限15万円）</li> <li>・一定要件枠の場合：補助対象工事費の20%（上限20万円）</li> </ul> <p>（三世代同居、高齢者世帯、下水道接続工事などに該当する場合は一定要件枠での申請ができます。）</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	住宅	リフォーム	中古住宅リフォーム補助金	<p>中古住宅をこれから取得して転入、転居する方又は取得後2年を経過していない方で、市内施工業者に依頼してリフォームする際の工事費用の一部を補助します。</p> <p>※税込10万円以上の工事が対象</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般売買等により購入した物件の場合：補助対象工事費の50%（上限30万円）</li> <li>・新発田市空き家バンク物件の場合：補助対象工事費の50%（上限45万円）</li> </ul> <p>（居住誘導区域内の中古住宅をリフォームする子育て世帯又は県外からの移住者世帯で対象要件を満たしている、上限額に最大40万円の加算がつく場合があります。）</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	住宅	リフォーム	木造住宅の耐震診断	<p>市内に所在し、所有者が自ら居住している住宅を対象に、耐震診断を無料で実施します。</p> <p>※昭和56年5月31日以前に、市内で建築、または工事に着手した木造住宅が対象</p> <p>※延べ面積が500㎡以下、かつ、地階を有しない地上2階建て以下の一戸建ての住宅であること</p> <p>※木造軸組工法の住宅であること</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	住宅	リフォーム	防災住宅リフォーム補助金	<p>市内に所在し個人が所有する住宅を、市内施工業者に依頼して防災対策のリフォームをする際に、工事費用の一部を補助します。</p> <p>※税込10万円以上の工事が対象</p> <p>※対象工事は、屋根の雪下ろし作業用の命綱固定アンカー設置工事、浸水被害を軽減するための止水板設置工事及び窓ガラスの破損防止のための防風シャッターまたは雨戸の設置工事。</p> <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般枠の場合：補助対象工事費の20%（上限15万円）</li> <li>・一定要件枠の場合：補助対象工事費の25%（上限20万円）</li> </ul> <p>（三世代同居、高齢者世帯などに該当する場合は一定要件枠での申請ができます。）</p>	建築課	0254-26-3557

## 【新発田市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
新発田市	住宅	リフォーム	木造住宅の耐震改修等補助金	<p>当市が実施する耐震診断を利用し評点が低い方を対象に、工事費の一部を補助します。</p> <p>【耐震改修工事】 当市に登録された耐震設計士が耐震補強設計（評点1.0以上）を行い、当市判定会の内容審査を受け耐震改修工事を実施する住宅が対象。上限120万円</p> <p>【簡易補強工事（65歳以上の方又は身体障がい者手帳の交付を受けている方を含む世帯の方）】 住宅1階の寝室や居間、避難経路等を重点的に補強する簡易補強設計（1階の評点1.0以上又は全体の評点0.7以上）を行い、当市判定会の内容審査を受け簡易補強工事を実施する住宅が対象。上限100万円</p> <p>当市が実施する耐震診断を利用した方又は簡易耐震診断を実施し、評点が低い方を対象に工事費の一部を補助します。</p> <p>【耐震シェルター設置工事（65歳以上の方又は身体障がい者手帳の交付を受けている方を含む世帯の方）】 住宅の1階に耐震シェルターと呼ばれる箱型の構造物を堅固に取付ける工事を実施する住宅が対象。上限40万円</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	住宅	空き家バンク等	家財道具等処分支援事業補助金	<p>空き家バンクに物件を登録されている方で、家財道具処分をされる場合に補助金を交付します。</p> <p>【補助額】 ・対象経費に要する費用の3分の2 上限10万円</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	住宅	空き家バンク等	お祝い補助金	<p>空き家バンクに登録されている物件を購入し、移住される方に対して、お祝い補助金を交付します。</p> <p>※購入後、住所を移し定住する方のみ対象。</p> <p>【補助額】 市内転居者 5万円 市外からの転入者 10万円</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	住宅	その他	景観形成支援補助金	<p>景観計画に定められた歴史景観エリアの歴史景観重要道路沿いの敷地等において、修景事業を行う方に対して、経費の一部を補助します。</p> <p>【補助額】 ・建築物の新築、増改築：補助対象工事費の1/3以内 上限50万円 ・外壁等の塗り替え：補助対象工事費の1/3以内 上限10万円 ・生垣、塀、石垣、門の設置：補助対象工事費の1/3以内 上限15万円 ・建築設備の遮へい：補助対象工事費の1/3以内 上限10万円 ・看板等の設置：補助対象工事費の1/3以内 上限15万円</p>	建築課	0254-26-3557
新発田市	結婚・子育て	結婚	新発田市結婚活動支援補助金	新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の初回入会登録料の1/2を市が補助します。	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	結婚・子育て	結婚	結婚新生活支援補助金	結婚に伴う新生活を支援するため、夫婦共に39歳以下で市に住民登録があり、合計所得500万円未満等の要件を満たす世帯に対し、新婚世帯の住宅の取得若しくは賃借又は引越しに係る費用について、夫婦共に29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外の世帯は30万円を上限に補助します。	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	結婚・子育て	結婚	結婚記念祝品交付事業	市が主催若しくは共催、後援する婚活支援事業を通じて結婚し、引き続き市内に居住しているご夫婦に対し、記念品を贈呈します。	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	不妊治療費助成	不妊治療にかかる費用の一部を助成します。 助成額：自己負担額の2分の1、上限額：1回につき100,000円	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	不育症治療費助成	不育症治療にかかる費用の一部を助成します。 助成額：自己負担額の2分の1、上限額：1回につき100,000円	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415

## 【新発田市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	妊産婦健康診査費用助成	出産までに14回の妊婦健診費用を助成します。また、県外など委託契約外の医療機関等で妊産婦健康診査を受診した場合は、自己負担額について上限額の範囲で支給します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	多胎妊娠健康診査費用助成	多胎妊娠で妊婦健康診査受診票14回分をすべて使用した後の、自費で受診した妊婦健康診査費用を上限額の範囲で助成します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	妊婦支援給付金	妊婦の経済的負担を軽減するため、妊娠届時及び出産後等に各5万円を支給します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	新生児聴覚検査費用助成	医療機関で実施する新生児の聴覚検査に要した費用について、上限額（6,000円）の範囲内で助成します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	産婦健診費用助成	産後おおよそ2週間及び1月で受診する産婦健診の健診費用について、上限額（1回あたり5,000円・2回まで）の範囲内で助成します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	1か月児健康診査費用助成	出生後おおよそ1か月で受診する健診の費用について、上限額（6,000円）の範囲内で助成します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	産婦・新生児等訪問指導	おおよそ産後28日以内に助産師による訪問指導（無料）を行います。 訪問回数：産婦1回 新生児等1回	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	2か月児訪問指導	初めて出産された方を対象に、保健師が訪問し、お子さんとお母さんの健康状態や育児状況を確認して、育児指導などを行います。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	産後ケア事業	出産後の回復や育児などに不安を持つ産婦が、退院後、委託医療機関に宿泊または日中滞在したり、助産師による訪問を受けることで、産後の体を休ませたり母子のケアや授乳指導・育児指導・育児相談を受けることができます。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	妊娠・出産	第3子以降出産費用助成事業	第3子以降の出産をし、出産児を含む児童（18歳以下）を3人以上養育している保護者の方に、出産費用から出産育児一時金を控除した自己負担分を15万円を上限に助成します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	子育てコンシェルジュ事業	子育て家庭に最適な保育サービスを提供するために、保育園、幼稚園、認定こども園などの入園や子育て支援を個々のニーズに合わせて紹介する「子育てコンシェルジュ」を配置しています。	こども課	0254-28-9230
新発田市	結婚・子育て	子育て	子育て応援カード事業	地域全体で子育てを応援するために、高校3年生までのお子さん及び妊婦がいる世帯を対象に、協賛店でサービスを受けることができる応援カードを交付します。	こども課	0254-28-9232
新発田市	結婚・子育て	子育て	保育料等助成事業	子育て世帯の経済的な負担軽減のために、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に対して、第3子以降の保育園、幼稚園、認定こども園などの保育料や副食費を助成します。	こども課	0254-28-9230
新発田市	結婚・子育て	子育て	子ども医療費助成事業	0歳から高校卒業年齢までのお子さんにかかる医療費のうち入院費は無料、通院費の一部を助成します。（令和8年10月より0～2歳児の通院費無料化）	こども課	0254-28-9232
新発田市	結婚・子育て	子育て	子どもデイサービス事業	家族の病氣、看護、出産などのために一時的に家庭での保育ができない時に、満1歳から小学校就学前までの未就園児を預かります。	こども課	0254-28-9231

## 【新発田市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
新発田市	結婚・子育て	子育て	ファミリー・サポート・センター事業	育児と仕事の両立や家庭の育児をサポートするために、育児の援助を必要とする方（依頼会員）に育児の援助ができる会員（提供会員）を紹介し地域全体で子育てを支援します。依頼会員は、0歳からおおむね18歳までの子どもの保護者の方となります。（午前7時～午後7時：700円/H（1人）、午前7時以前または午後7時以降：900円/H（1人））	こども課	0254-24-1937
新発田市	結婚・子育て	子育て	園開放交流事業	保育園を開放して毎月2回、未就園児とその保護者を対象に園児とのふれあいや遊び場を提供します。	こども課	0254-28-9231
新発田市	結婚・子育て	子育て	妊産婦医療費助成事業	母子健康手帳の交付を受けた翌月初日から出産した月の翌月末日まで、妊産婦が支払う医療費のうち、一部負担金を超える額を助成します。 〔一部負担金〕 通院：530円/日（同一医療機関ごと月4回目まで負担。5回目以降は無料） 入院：1,200円/日、薬局：無料、訪問看護：1日250円	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	ママえ〜る	妊娠・出産・育児に関する予約制の相談会です。月2回、1時間程度の枠で保健師・助産師・栄養士・歯科衛生士が個別相談に応じます。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	赤ちゃん教室	2か月児の赤ちゃんとはじめて子育てを始めたばかりの保護者の交流の場です。育児の喜びや悩みを共有できるようにグループワークや助産師のお話、個別相談を行います。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	離乳食教室	5か月児を対象としたスタート編、9か月児を対象としたステップ編に分けて、栄養士による離乳食指導と保護者同志の情報交換を行います。パソコン（ZOOMアプリ）での参加もできます。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	ブックスタート	満3か月健診時に、本に親しみ、本を通じた親子のふれあいのためにメッセージを伝えながら、絵本を2冊プレゼントします。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	父子手帳	パパが積極的に育児に参加してとママと一緒に子育てを楽しんでもらえるよう、妊娠期からの月齢に応じたパパへのアドバイスや心構えが満載されています。育児のエピソードなども書き留めることができます。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	子育て応援アプリ「きらりん☆しばた」	妊娠・出産を応援するスマートフォンアプリです。子育てに役立つ機能が充実しています。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	子育てAIチャットボット	子育てに関する情報や、子育て支援に関する問い合わせに適切な情報を24時間365日提供します。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	結婚・子育て	子育て	こども発達相談室	発達に心配のある乳幼児及び就学前のお子さんを対象に、子どもの成長促進や保護者の不安軽減のため、各種の相談、支援を行います。	こども課 発達相談室	0254-26-3359
新発田市	結婚・子育て	子育て	病児・病後児保育事業	病気や病後回復期にある子どもを対象に、保護者の就労などの理由により家庭で保育できない場合に、看護師、保育士がいる専用施設で一時的に保育を実施します。	こども課	0254-28-9232
新発田市	結婚・子育て	その他	かかりつけ保健師制度	保健師が医療機関や保健所などの関係機関と連携を取りながら、妊産婦や子育て中の方を妊娠・出産・就学前まで切れ目なくサポートします。	こども課 こども家庭センター	0254-28-0415
新発田市	パンフレット等		新発田市移住定住ガイド「しばた暮らし」	新発田市の概要や暮らし、移住支援制度を紹介するパンフレットです。希望される場合、郵送します。	みらい創造課	0254-28-9531

## 【新発田市（つづき）】

市町村・団体名	区分	小区分	支援策の名称	内 容	担当窓口	連絡先
新発田市	パンフレット等		移住者ストーリー集「しばたで見つけた、私の暮らし」	新発田市に移住した方の、日々の暮らしを綴ったストーリー集です。希望される場合、郵送します。	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	ポータルサイト	-	新発田市公式LINE	LINEで移住支援情報を随時発信しています。	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	その他	-	移住支援金	一定の条件を満たして東京圏から移住した方に対し、移住支援金（単身：60万円、世帯：100万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）18歳以下（18歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを帯同して転入した場合は、子ども1人につき30万円の加算が付きます。	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	その他	-	子育て世帯移住支援金	一定の条件を満たして東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県首都圏から移住した子育て世帯に対し、子育て世帯移住支援金（1世帯につき50万円）を支給します。（就業、テレワーク、関係人口、起業のいずれかの要件を満たす方）	みらい創造課	0254-28-9531
新発田市	その他	-	奨学金返還支援事業	新発田市にUターンし、市内外で就労する30歳未満の方を対象に、大学等の在学中に貸与を受けた奨学金の返還金を、3年間市が全額補助します。	みらい創造課	0254-28-9531